

平成26年度における 独占禁止法違反事件の処理状況 (概要)

平成27年5月27日
公正取引委員会

◆ 排除措置命令は10件

行為類型	件数	対象分野
私的独占(注)	1件	農協発注の穀物乾燥・調製・貯蔵施設工事
受注調整(民需)	2件	農協等発注の低温空調設備工事, 農協等発注の穀物乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設工事
価格カルテル	5件	段ボールシート及び段ボールケースの販売, 鋼球の販売, コンクリート二次製品の販売
優越的地位の濫用	1件	総合ディスカウント業者と納入業者との取引
取引妨害	1件	生コンクリートの販売

(注) 支配型私的独占の事件であり, 支配型私的独占に対する法的措置は約17年ぶり。

※ 上記のほか, 主食用米の集荷を対象分野とするカルテルについて1件の警告を行っている。

◆ 課徴金額は約171億円

最近10年間の課徴金額の推移

年度 (平成)	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
金額 (億円)	188.7	92.6	112.9	270.3	360.7	720.8	442.5	250.7	302.4	171.4

□ 価格カルテル・受注調整・私的独占を排除して消費者利益を保護

- これら違反行為に係る市場規模は、年間総額約3900億円
- 国民生活にも密接に関連

国民生活に密接な関連を有する分野 (例)	国民生活との関連 (例)
段ボールシート又は段ボールケース	段ボール製品は商品の梱包等に使用されている
鋼球	自動車部品等に組み込まれる軸受に使用されている
コンクリート二次製品	道路や農業用排水路等に使用されている
農協等発注の低温空調設備工事、農協等発注の穀物乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設工事	農産物の品質維持、加工、貯蔵等に使用される施設の建設工事

- 優越的地位の濫用行為には厳正に対処するほか、未然防止の観点から効率的かつ効果的に処理
 - 総合ディスカウント業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件について、排除措置命令・課徴金納付命令（平成26年6月 課徴金額約13億円）
 - 「優越的地位濫用事件タスクフォース」による一元的対応問題の見られた小売業者、卸売業者、宿泊業者等に注意

年度 (平成)	22	23	24	25	26
注意件数	55件	52件	57件	58件	49件

□ 不当廉売の申告には迅速に対処

- 酒類, 石油製品, 家電製品等の小売業に係る申告は, 原則2か月以内に処理する方針
- 不当廉売につながるおそれがある事案に対し, 未然防止の観点から注意

(単位: 件)

年度 (平成)	22	23	24	25	26
酒類	1, 028	1, 138	1, 123	847	635
石油製品	714	444	426	452	326
家電製品	856	142	121	29	3
その他	102	48	66	38	18
合計	2, 700	1, 772	1, 736	1, 366	982

□ 調査した事件において、競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について、事業者団体等に要請・申入れ

事業者団体等	要請・申入れの内容
東日本段ボール工業組合	<p>①組合の会合の場を利用してカルテル合意・情報交換が行われていた、②事務局は、情報交換を取りやめさせるための措置を何ら講じなかった。 ⇒ <u>再発防止のための措置を講じるよう申し入れ。</u></p>
山形県農業協同組合中央会及び全国農業協同組合連合会山形県本部	<p>山形県農業協同組合中央会の求めに応じて、カルテルの疑いのある行為が行われた。 ⇒ <u>指導等を行うに際しては、その趣旨・内容を明確にして行うよう要請。</u> 全国農業協同組合連合会の山形県本部庄内統括事務所において、カルテルの疑いのある行為に係る会合が開催され、同事務所の職員が出席するなどしていた。 ⇒ <u>独占禁止法の周知徹底のための措置を講ずるよう要請。</u></p>
福井市農業協同組合及び福井県経済農業協同組合連合会	<p>福井市農業協同組合が、福井県実施の補助事業等により発注した工事の一部について、原則、指名競争入札により契約しなければならないにもかかわらず、入札等の方法によらずに既設業者に発注し、適正な入札を実施したかのように体裁を整えていた。 ⇒ <u>同様の行為を再び行わないよう申し入れ。</u> 福井県所在の農協が、発注した食味分析計の調達に係る入札について、原則、指名競争入札により契約しなければならないにもかかわらず、入札等の方法によらずに福井県経済農業協同組合連合会に発注し、適正な入札を実施したかのように体裁を整えていたところ、同連合会がこの行為に関与していた。 ⇒ <u>同様の行為を再び行わないよう申し入れ。</u></p>
ホクレン農業協同組合連合会	<p>担当者が特定の工事業者に対して受注予定者についての意向を示す等の行為を行っていた。 ⇒ <u>同様の行為が再び行われることがないよう適切な措置を講ずることを申し入れ。</u></p>
全国農業協同組合連合会	<p>①県本部の担当者が、特定の施工業者に対し、受注者に関する意向を示す等の行為を行い、②補助金等の助成対象について、原則、競争入札等を実施しなければならないにもかかわらず、競争入札等を実施したかのように体裁を整えるための行為を行っていた。 ⇒ <u>同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れ。</u></p>